

計画章	タイトル	部局	該当課	ページ	委員からの意見	対応及び回答
第1章	1 国際的な人権の流れ 3 京都府の人権教育・啓発に係る取組状況	府民環境部	人権啓発推進室	P2、P7	① 全体の表記として2頁では「2005年(平成17年)」と表記されているが、7頁では「2016(平成28)年」と表記されており、表記の統一を行う必要がある。	【人権啓発推進室】 ご指摘のとおり修正いたします。  2頁では「2005年(平成17年)」と表記、7頁では「2016(平成28)年」と表記(修正案)7頁では「2016年(平成28年)」に修正
第1章	1 国際的な人権の流れ	府民環境部	人権啓発推進室	P2～3	令和2年度実施方針の意見でも言及した下記の内容を計画改定にも反映願います。 ・人権教育のための世界プログラム第4フェーズ(段階)が始まり、(重点領域は若者)行動計画も策定されています。 ・COVID-19に関しては、緊急事態の下で、人権が制約や制限を受ける事態が世界的に生じていますが、「重大な脅威」に対して国が緊急措置をとることは、国際法によっても認められています。しかし、私たちの「人権を実現する責務を持つ」国や自治体が、逆に私たちの人権を制限する場面が出てくるわけなので、そこにはルールがあります。制限はリスクに見合い、必要なものであって、誰にでも同じように適用されねばならないし、制限の範囲や期間が明らかにされ、制限の度合いはできるだけ低いものでなければならない、という国際的な指針(国連人権高等弁務官事務所「COVID-19ガイダンス」)があります。	【人権啓発推進室】 ご指摘のとおり令和2年度実施方針と同様に修正いたします。
第1章	1 国際的な人権の流れ	府民環境部	人権啓発推進室	P2	国連決議はさらに、第4段階を「持続可能な開発目標」(SDGs)→質問: 第4フェーズのことですか。	【人権啓発推進室】 ご指摘のとおりです。 「人権教育のための世界計画」の第4フェーズ行動計画のことを指しています。 「持続可能な開発目標」(SDGs)の17目標のうちの4「教育」、7「エネルギー」と連携強化していくことを指しています。
第1章	1 国際的な人権の流れ	府民環境部	人権啓発推進室	P2～3	この段落を前の「国連決議はさらに」の段落の次に持って来た方が流れとしてわかりやすいのでは。SDGsとのつながりの上で。	【人権啓発推進室】 ご指摘のとおり「国連決議はさらに」の次の段落へ修正いたします。
第1章	2国内の流れ	府民環境部	人権啓発推進室	P5	誰を指すのか。おそらく前の段落を受けているのでは。	【人権啓発推進室】 ご指摘のとおり、前段を受けていますので、下記のとおり修正いたします。 (修正案) 「…ボランティア活動などのかたちでお互いを助け合う意識の発露が見られます。今後もこうした人々の意識のさらなる高揚や、社会・経済状況の変化等に対応した人権教育・啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進が求められています。 しかしながら、2020年(令和2年)に発生した新型コロナウイルス感染症に関連しては、医療従事者やエッセンシャルワーカー※、その家族等へのいわれなき差別や中傷事例等がインターネット上を含め次々と表面化している状況にあり、更なる取組が求められています。」
第1章	3 京都府の人権教育・啓発に係る取組状況	府民環境部	人権啓発推進室	P7	② 7頁の第2段落の「このアピールは、2016年……のいわゆる人権三法が施行され、」の部分ですが、5頁の2行目が初出なので、5頁の2行目からの文章を下記のようにしたらどうか？ 「2016年(平成28年)4月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律※」、6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律※」、12月に「部落差別の解消の推進に関する法律※」のいわゆる人権三法(※)が施行され……」に修正したらどうか。	【人権啓発推進室】 ご指摘のとおり修正いたします。 (修正案) 5頁 2016年(平成28年)4月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律※」、6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律※」、12月に「部落差別の解消の推進に関する法律※」のいわゆる人権三法(※)が施行され
第1章	3 京都府の人権教育・啓発に係る取組状況	府民環境部	人権啓発推進室	P7	③ これを受けて、7頁の第2段落の文章を、14頁の最後の段落にある略称を用い、「このアピールは、2016年4月に「障害者差別解消法」、6月に「ヘイトスピーチ解消法」、12月に「部落差別解消法」のいわゆる人権三法が施行され、」に修正したらどうか？	【人権啓発推進室】 ご指摘のとおり修正いたします。 (修正案) 7頁このアピールは、2016年(平成28年)4月に「障害者差別解消法」、6月に「ヘイトスピーチ解消法」、12月に「部落差別解消法」のいわゆる人権三法が施行され、
第1章	3 京都府の人権教育・啓発に係る取組状況	府民環境部	人権啓発推進室	P7	・「新旧対照表」p. 7の改定案の欄、7行目「このアピールは、」～11行目「責務が明らかにされました。」 → 主述関係がねじれているので、「このアピールは、～責務を明らかにしました。」または、「このアピールでは、～責務が明らかにされました。」とする方がよいのでは、と思います。	【人権啓発推進室】 ご指摘のとおり修正いたします。 (修正案) このアピールは、2016年(平成28年)4月に「障害者差別解消法」、6月に「ヘイトスピーチ解消法」、12月に「部落差別解消法」のいわゆる人権三法が施行され、いずれも国民はもとより、国や地方公共団体が取り組むべき責務を明らかにしました。

計画章	タイトル	部局	該当課	ページ	委員からの意見	対応及び回答
第1章	3 京都府の人権教育・啓発に係る取組状況	府民環境部	人権啓発推進室	P7	この主語を受ける述語が不明	【人権啓発推進室】 ご指摘のとおり修正いたします。 (修正案) このアピールは、2016年4月に「障害者差別解消法」、6月に「ヘイトスピーチ解消法」、12月に「部落差別解消法」のいわゆる人権三法が施行され、いずれも国民はもとより、国や地方公共団体が取り組むべき責務を明らかにしました。
第2章	計画の基本的な考え方	府民環境部	人権啓発推進室	P7	2019年(令和元年)。ほかの文章でも同様に年・元号の形式の不統一が見られます。	【人権啓発推進室】 ご指摘のとおり修正いたします。 (修正案)2019年(令和元年)10月に策定した
第3章	人権問題の現状等と取組の方向	府民環境部	人権啓発推進室	P14	不要では。取り組みます、文章を切った方がコロナ人権問題が鮮明になるのでは。人権尊重の社会実現と一般化するのではなく。	【人権啓発推進室】 文章を切った方がコロナ人権問題が鮮明になるとは考えますが、府の人権教育・啓発計画としては、その他人権尊重を含めての計画全体で社会実現と考えております。 このため、当初案で進めたいと存じます。
第3章	女性	府民環境部 商工労働観光部	男女共同参画課 人材確保・労働政策課	P18	『現状と課題』のところ、いわゆる「パワハラ防止法」が2020年6月より施行されていますが、全く準備が進んでいないように感じていますので、「2020年6月」と中小企業では「2022年4月」が施行となりますので、年月を記載してはどうでしょうか？	【男女共同参画課】 施行期日及びパワハラ防止措置が事業主に義務化される年月の記載するよう修正いたします。 【修正案】 「このような状況の中、2019年(令和元年)第198回通常国会において「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」が成立したこと、これにより「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」(「労働施策総合推進法」)が2020年(令和2年)6月(中小事業主については2022年(令和4年)4月)から施行改正され、職場におけるパワー・ハラスメント防止対策が事業主に義務付けられました。 併せて、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法においても、セクシャル・ハラスメントや妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントに係る規定が一部改正され、今までの職場でのハラスメント防止対策の措置に加えて、相談したこと等を理由とする不利益取扱いの禁止や国、事業主及び労働者の責務が明確化されるなど、防止対策の強化が図られました。」 【商工労働観光部】 ご指摘のとおり施行年月を記載します。
第3章	女性	府民環境部	男女共同参画課	P19	経営者を除外するのは何故	【男女共同参画課】 「経営者」を削除せず、当初計画文どおりに修正いたします。 男女共同参画課が現在実施しているハラスメント研修の対象者は、管理職・人事担当者・女性社員向けであるが、国等は事業主・人事労務管理担当者を対象に実施しており、経営者も含める当初の内容に修正。
第3章	障害のある人	健康福祉部	障害者支援課	P26	農福連携とは何か。記述する以上は少し説明が必要	【健康福祉部】 以下のとおり修正いたします。 障害及び障害のある人に対する理解の促進、ふれあいや交流の場づくりや、障害者スポーツの普及・振興、文化芸術活動・農福連携を推進及び農業と福祉の連携による社会参加を促進します。
第3章	外国人	知事直轄	国際課	P28	不要では。外国籍府民に留学生は含まれていない？ いずれにしても、異なる範疇にある事柄を並列して記述するのは不適當では。	【国際課】 「…タイなどとなっています。」と修正いたします。
第3章	外国人	府民環境部	人権啓発推進室	P29	府民の感情は、従の部類であり、この場合は後の方に回して記述してはどうだろう。	【人権啓発推進室】 ご指摘のとおり修正いたします。 (修正前)ヘイトスピーチは、広く府民に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、外国人に対する偏見や差別意識を生じさせることにも繋がりがねないことから、人を排斥し、誹謗中傷するような行為は許されないという人権意識を広めていく必要があります。  (修正後)ヘイトスピーチは、人を排斥し、誹謗中傷するような行為は許されないということ、広く府民に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、外国人に対する偏見や差別意識を生じさせることにも繋がりがねないことから、引き続き啓発を行い人権意識を広めていく必要があります。
第3章	ハンセン病・エイズ(AIDS、後天性免疫不全症候群)・HIV感染症・難病患者等	府民環境部	人権啓発推進室	P30	( )を付ける意図が分からない。	【人権啓発推進室】 ご指摘のとおり修正いたします。 (修正前) ハンセン病・(エイズ(AIDS、後天性免疫不全症候群)・HIV感染症)・難病患者等  (修正御) ハンセン病・エイズ(AIDS、後天性免疫不全症候群)・HIV感染症・難病患者等

計画章	タイトル	部局	該当課	ページ	委員からの意見	対応及び回答
第3章	性的指向、性自認	府民環境部	人権啓発推進室	P36	④ 36頁の性的指向、性自認の第2段落の「京都府においては、これまでから」を「京都府においては、これまでも」に修正したらどうか？	【人権啓発推進室】 ご指摘のとおり修正いたします。 (修正前)京都府においては、これまでから教育・啓発、相談体制の充実に取り組んでおり、 (修正前)京都府においては、これまでも教育・啓発、相談体制の充実に取り組んでおり、
第3章	アイヌの人々	府民環境部	人権啓発推進室	P37	1997年(平成9年)	【人権啓発推進室】 ご指摘のとおり修正いたします。 (修正前) 1997年 (修正後) 1997年(平成9年)
第3章	社会情勢の変化に係る人権課題インターネット社会における人権の尊重	府民環境部 健康福祉部 教育庁	人権啓発推進室 こども・青少年総合対策課 人権教育室	P40～42	1. P40～42「インターネット社会における人権の尊重」について ネット被害の相談対象は、青少年とその保護者だけなのでしょうか。「ネットいじめ通報サイト」が開設されていますが、ほかにありますか。被害を受けた人ならだれでも受け付けるネット相談があってもいいと思います。 悪質な情報発信への対応として、市町村や他都府県と連携し法務省に対し削除要請していく、とありますが、法務省には削除する権限はないはず。この部分は誤解を生むのでは。当方の理解不足でしょうか。詳しく説明してください。 削除要請する主体は人権侵害を訴える個人では。P42最下段の「より効果的な助言等ができるよう取り組みます」というのが本意でしょうか。 いまSNSによる中傷が社会問題化している中で、もっと具体的な取り組み、実効性ある対策が求められています。総務省の有識者会議で議論されています。被害救済は急務であり、投稿者を特定しやすくする方策が検討されています。一方で匿名による表現の自由や通信の秘密に触れるため慎重な意見も出ています。 群馬県はネット中傷の被害者を支援する全国初の条例を制定する方針です。悪質投稿者の特定などで専門家の助言や精神的サポートを図るといことです。京都府も一歩踏み込んだ対策の検討が必要では。	ご指摘のとおり修正いたします。 【こども・青少年総合対策課】 2017年(平成29年)より青少年ネット被害相談窓口を設置し、青少年やその保護者などからの相談に対応している。を追記。  【人権啓発推進室】 国において「発信者情報開示の在り方に関する研究会」において中間とりまとめが行なわれたところであるが、本中間取りまとめを踏まえ、発信者情報の開示対象については、まずは「電話番号」を開示対象に追加するため、迅速に関係省令の改正、「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」(総務省告示)の解説の改訂、「ログイン時情報」については、開示対象となるログイン時情報及び請求の相手方となる「開示関係役務提供者」の範囲を明確化する観点から、省令改正ほか、必要に応じて法改正によって対応を図ることも視野に入れて、具体化を進めていくことが適当である。今後、被害者の救済の観点のみならず発信者の権利利益の確保の観点にも十分配慮を図りながら、様々な立場からの意見を幅広く聴取して、法改正を視野に、制度設計の具体化を進めていくことが適当である。とされ現在検討中である。  国の動向も注視しつつ、人権問題法律相談(京都府人権リーガルレスキュー隊)など司法的救済で被害者を救済につなげていくとともに関係機関とも連携して、精神的サポートなどを行っていきたい。
第3章	インターネット	健康福祉部	こども・青少年総合対策課	P41	2016年度(平成28年度)	【健康福祉部】 ご指摘のとおり修正いたします。 (修正前)平成28年度 (修正後)2016年度(平成28年度)
第3章	災害時の配慮	健康福祉部	地域福祉推進課	P47	「ユニバーサルデザイン化」とは何か。具体的に状況を説明する必要がある平成23年」とともに西暦併記がない。	【健康福祉部】 (前半)【現状と課題】の一文目に下記文言を追加。 体育館などの一般避難所に指定されている施設は本来の利用目的に沿って設計されているため、高齢者や障害のある人などの要配慮者の方々が長期の生活をする場として適していません。 そこで、一般避難所をバリアフリー化するだけでなく、「要配慮者相談窓口」や「静養室」、「授乳室」、「ベッドコーナー」、「補助犬コーナー」などを設置し、要配慮者の方を含めすべての方が安心して避難できる環境とするためのユニバーサルデザイン化が必要となります。  (後半)2011年(平成23年)、2016年(平成28年)に修正いたします。
第3章	社会情勢の変化に係る人権課題災害時の配慮	危機管理部 健康福祉部	危機管理総務課 地域福祉推進課	P47～48	・「新旧対照表」p. 47～48の改定案の欄に、「災害時の配慮【現状と課題】【取り組みの方向】」として、避難所のユニバーサルデザイン化などについて書かれています。大変重要なことだと思います。 現在では、この課題に加えて、新型コロナウイルス対策として、消毒の徹底や手洗いが励行、またそれができる環境整備、三密を避けること、そのためには必然的に避難所の収容可能人数が減りますから、民間施設の利用も含めた追加の設備の準備等の課題があるのではないかと思います。それらについてここに書いておく必要はないのでしょうか？	【危機管理部】 ご指摘のとおり修正いたします。 (文案) (追記)避難所の環境整備や、住民が指定緊急避難所に殺到しないように、ホテルや旅館等の民間施設を活用するなど、避難先の分散化が重要です。 このような状況を防ぐためにも、一般避難所のユニバーサルデザイン化を推進し、要配慮者を含め、すべての方が安心して過ごすことのできる避難所の整備が重要です。

計画章	タイトル	部局	該当課	ページ	委員からの意見	対応及び回答
第3章	社会情勢の変化に係る人権課題災害時の配慮	危機管理部 健康福祉部	危機管理総務課 地域福祉推進課	P47~48	人権という観点で災害対応を考えることが重要になっています。犠牲になるのは、高齢者が多いからです。さらに過疎地で大きな被害が出ています。防災や災害情報、避難などを検討する際、災害弱者への対応を中心に据える必要があります。今回の改定案には「要配慮者」という文言がありますが、もっと強く打ち出し、対応を全面にわたって記述していいのではと思いました。 いくら計画があっても実行されなければ意味がありません。実行するのは人です。人が足りなければ計画は絵に描いた餅になります。大きな災害になるのは小さな市町が多く、職員の数はとても少ないのが現状です。次々と変わる情報への対応、避難勧告の発出など、とても手が回りません。地域の住民、消防団も高齢化しています。府は平時のサポートだけでなく、災害時にも職員を市町に派遣して対応を担うことは出来ないのでしょうか。そのためには災害前からの関与が必要になります。災害は常態化しています。市町との連携にとどまらない、新たな仕組みが考えられないでしょうか。	ご指摘のとおり修正いたします。 【危機管理部】 非常時専任職員として担当市町村へ参集する仕組みを構築しているほか、災害復旧・被災者支援等を行う被災地緊急サポートチームを制度化し、災害時応急対応業務マニュアルを策定することでさらなる充実化を図っている。 【健康福祉部(地域福祉推進課)】 P47一文目に「体育館などの一般避難所に指定されている施設は本来の利用目的に沿って設計されているため、高齢者や障害のある人などの要配慮者の方々が長期の生活をする場として適していません。そこで、一般避難所をバリアフリー化するだけでなく、「要配慮者相談窓口」や「静養室」、「授乳室」、「ベッドコーナー」、「補助犬コーナー」などを設置し、要配慮者の方を含めすべての方が安心して避難できる環境とするためのユニバーサルデザイン化が必要となります。」と追加することで「要配慮者」の意味が明確になるとともに、記載全体の打ち出しとなるものと考えます。
第3章	社会情勢の変化に係る人権課題災害時の配慮	危機管理部 健康福祉部	危機管理総務課 地域福祉推進課	P48	⑤ 48頁に最後の段落の「災害時要配慮者」が具体的にどのような人かわかるように、「高齢者や障害のある人など災害時要配慮者」の表記に修正したらどうか？	【危機管理部】 ご指摘のとおり修正いたします。  (現状と課題)前文で高齢者や障害のある人などの災害要配慮者と記載
第3章	社会情勢の変化に係る人権課題新型コロナウイルス感染症	健康福祉部	医療課	P59	⑥ 59頁の最後の段落の2行目の「医療従事者とその家族等の人権侵害防止に向けた」を「医療従事者やエッセンシャルワーカー、その家族等の人権侵害防止に向けた」に修正したらどうか？	【健康福祉部】 ご指摘のとおり修正いたします。 「医療従事者をはじめとするエッセンシャルワーカーやその家族等の人権侵害防止に向けた」に修正。(医療従事者はエッセンシャルワーカーに内包される)
第3章	社会情勢の変化に係る人権課題新型コロナウイルス感染症	教育庁	人権教育室	P59	⑥ 59頁の最後の段落の2行目の「医療従事者とその家族等の人権侵害防止に向けた」を「医療従事者やエッセンシャルワーカー、その家族等の人権侵害防止に向けた」に修正したらどうか？	【教育庁】 ご指摘のとおり修正いたします。
全体					新型コロナの問題も適切に取り上げていただいておりますし、SNSなどによる人権侵害の問題も適切に取り上げていただいているので、大変結構なことと思っております。その他、特に気になるようなこともございませんでした。	【人権啓発推進室】 新型コロナウイルス感染症による拡大を契機として、憶測によるデマや誤った情報の拡散、個人への誹謗中傷など人権侵害の問題などが顕在化したことを契機に、今回計画改定を行うことになり、懇話会の委員の皆様にはご負担をおかけすることになりますが、よろしく願いいたします。